

新型コロナウイルス感染症急拡大に伴う対応状況について

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内、県内の確認状況 (令和4年6月17日～7月25日)

	出雲市	松江市	浜田市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	飯南町	奥出雲町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町	吉賀町	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	県外	非公表	調査中	島根県計
6月17日	23	20	6		1	1	6	3												2			62
18日	37	18			3	1	6	1															66
19日	15	26	3				10	1															55
20日	45	22	5	9		2		4											2				89
21日	38	38	7	5			4	3						1						2			98
22日	74	29	8	3	3		2	7		1										1			128
23日	73	38	4	1	1	4	4																125
24日	112	27	8			5	1	7	3	1													164
25日	77	30	5	2	1	25		6	2														148
26日	84	34	2	1	1	20		8	2											2			154
27日	155	75	1	6	2	26	2	20	16										1	1			305
28日	164	61	1	1	2	20	2	18	12	1										1			283
29日	221	92		2	5	18	2	25	8	1													374
30日	126	91	3	2	10	24	1	24	7	2				1				2	4	1		57	355
7月1日	235	113	3	5	15	23	5	17	7	1			1							2			427
2日	199	81	9	3	20	36	3	19	9								2	4	8	4			397
3日	151	87	13		20	18		15	3	1								2	2	1			313
4日	417	177	33	12	46	46	2	16	3	1							1	1	4	1			760
5日	373	165	43	11	29	44	7	10	5			2	1				1	1	3	3	1		699
6日	279	179	14	19	42	37	3	4	1	5	1	2	2	3		2			2	3			598
7日	178	136	25	11	17	36	9	15	1	3			6	2		2		1	3	5	1	221	672
8日	179	103	24	45	23	44	11	12	1	5		9	4	5	1			3	1	1	1	282	754
9日	256	55	43	29	34	32	8	19	1	4		5	1	1		1		1	5	2		120	617
10日	194	51	48	6	12	29	6	14	2	7	1	2	7			1		1	3	2		215	601
11日	292	75	48	176	31	42	11	19	4	7	1	4	2	4		1		2	2	2		548	1,271
12日	282	84	49	138	38	15	11	18		4	1	3		4	2				2	4		369	1,024
13日	261	76	71	107	23	20	10	10	2	4	1	2	2	6	2					3		404	1,004
14日	255	235	64	134	18	3	14	11	1	6	1		3	2	3	1			4	1		187	943
15日	259	317	72	81	18		4	11	1	5	2	2	8	6					2	4		121	913
16日	188	235	70	67	12	26	8	19		4	2	2	9	8	2				1	2		39	694
17日	112	133	42	18	9	14	4	6	4	7		1	4	3	3	2	1		5	5		18	391
18日	136	168	39	43	9	18	1	10	1	5	13	2	10	3				1	10	4		73	546
19日	369	208	86	221	27	21	9	25	3	7	12	1	35	18	7	1	2		18	3		536	1,609
20日	226	183	42	91	12	30	16	25		3	12	1	3	14	5	2	1	1	11	2		358	1,038
21日	261	199	38	96	8	2	9	32	1	3	8	1	11	8	1	5			9	4	2	245	943
22日	209	152	55	65	10	40	8	31	3	8	2		9	10	2		1	1	10	4		230	850
23日	165	219	38	25	10	31	4	30	3		3		5	5	1	2	2	1	11	6	1	96	658
24日	89	98	24	19	1	22	12	25	4	3		2	5	3	1	1		2	5	2		55	373
25日	253	267	39	75	23	45	20	70	5	3	3	2	10	7	4	6	1	5	14	11		170	1,033
合計	7,062	4,397	1,085	1,529	536	820	235	610	115	102	63	43	138	114	34	27	12	29	142	91	6	4,344	21,534

※ 患者確認日による集計

(2) 県内の入院者数等の状況 (7月25日現在)

入院中：191人 宿泊療養中：43人 自宅療養中：6,447人、死亡者：38人

2. 市の主な対応状況

(1) 市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・令和4年6月24日 第44回本部会議開催
- ・令和4年6月28日 第45回本部会議開催
- ・令和4年7月1日 第46回本部会議開催
- ・令和4年7月5日 第47回本部会議開催
- ・令和4年7月15日 第48回本部会議開催

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

- ・令和4年6月21日
市長動画メッセージ (YouTube 公開、ケーブルテレビ放映6月21日～)
- ・令和4年6月24日
市長メッセージ発出 (市ホームページ、SNS、防災メール等)
- ・令和4年6月29日
市長記者会見、市長動画メッセージ (YouTube 公開)
- ・令和4年7月1日
市長動画メッセージ (YouTube 公開、ケーブルテレビ放映7月1日～)
- ・令和4年7月5日
市長記者会見、市長メッセージ発出 (市ホームページ、SNS、防災メール等)
- ・令和4年7月5日～9日
防災行政無線等による市民への感染対策の徹底等に関する呼びかけ
- ・令和4年7月15日
市長記者会見 (YouTube 公開)

(3) ワクチン接種に関する対応

- ・新型コロナワクチン3回目接種の開始 (令和3年12月～)
- ・新型コロナワクチン4回目接種の開始 (令和4年5月末～)
- ※実施状況等については、報告福1「新型コロナワクチン接種の実施状況について (第15報)」のとおり

(4) 学校等における対応

①市立小・中学校の休業措置等の状況 (令和4年6月1日～7月24日)

- ・小学校 延べ18校 (内訳 全校休業：5校 一部休業：13校)
- ・中学校 延べ5校 (内訳 全校休業：0校 一部休業：5校)

②児童クラブの休業措置等の状況

臨時閉所クラブ 12クラブ (令和4年6月1日～7月24日)

市内の児童クラブを利用している児童の保護者に対し、家庭での保育が可能な場合は、児童クラブの利用を控え、家庭での保育をお願いしている。(保護者の仕事の関係などで家庭での保育ができない場合は利用を控える必要は無い。)

- お願いする期間；7月6日(水)～8月6日(土) ※状況によっては変更あり。
- 利用を控えた場合の保護者負担金の減免 (日割り計算による)

(5) 保育所、幼稚園等における対応

市内の幼稚園及び保育所等に通う園児の保護者に対し、家庭での保育が可能な場合は、登園を控え、家庭での保育をお願いしている。

(保護者の仕事の関係などで家庭での保育ができない場合は登園を控える必要は無い。)

- お願いする期間；7月6日(水)～8月6日(土) ※状況によっては変更あり。
- 登園を控えた場合の保育料の減免(日割り計算による)

(6) 医療機関における対応

①出雲市立総合医療センター

- ・「発熱外来・検査センター」の設置
- ・病棟での「面会禁止」を継続
- ・新型コロナウイルス感染症患者の入院受入対応(確保病床数26床)
- ・感染者急増に伴い7/18(日)から休日昼間の救急外来(発熱外来)を増員
(医師2名・看護師2名・薬剤師1名・事務職3名体制)
- ・院内感染発生により7/14(木)夜間から7/27(水)早朝までの間、新規入院及び救急車の受入を中止

②出雲休日・夜間診療所

発熱等の有症状者に対し、休日(小児科・内科)及び夜間(小児科のみ)における診療及び抗原定性検査を実施

【診療・検査医療機関の指定】令和4年1月

※7月以降の受診者数急増を受け、受付等の職員を増員し診療体制を強化して対応中

(7) 出雲市消防本部における対応

出雲市における新型コロナウイルス感染症による救急搬送状況

令和4年6月	15人
令和4年7月(26日現在)	88人

※詳細は、資料消2「新型コロナウイルス感染症及び熱中症による救急搬送の状況について」のとおり

(8) 県の業務の支援

①出雲保健所への市職員の応援派遣

県が行う積極的疫学調査を支援するため、市職員(保健師)を出雲保健所へ派遣している(1日あたり1～4人役)。

②県が実施する「自宅療養者に対する食料品等の調達・配送業務」において、7月以降の自宅療養者の急増により物資の供給が追いつかなくなり、配送に日数を要する状況となった。県からの協力依頼を受け、市で事業者の調整を行い、市内事業者1社が調達先として加わった。

③県が実施する「PCR等検査無料化」の取組について、7月以降の検査希望者の急増により予約が取りづらい状況となった。県からの協力依頼を受け、市で事業者や場所の調整を行い、市有地(芦渡町・旧エネルギーセンター敷地内)において、無料PCR検査の検体採取会場を新たに開設することとなった。

(9) 新型コロナウイルス抗原検査キット費用助成事業の実施

市民が家庭で自ら検査することで、不安感を低減するとともに、感染拡大防止を図るために、抗原検査キットの購入費用を助成

【助成対象者】 出雲市に住所を有する者（出雲市に住民票がある者）

【助成額】 抗原検査キット（医療用）1回分1,000円を上限に助成
（1人1回まで）

【実施期間】 令和4年7月14日～8月12日

【助成件数】 5,036件（7月25日時点で確認できたもの）

3. 市内の状況

(1) 公共交通機関の状況（7月22日現在）

①出雲縁結び空港：

JAL東京線・大阪線・福岡線・隠岐線 通常運航中

FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中

②JR：通常どおり運行中

③一畑電車：通常どおり運行中

④市内路線バス：災害による運休・路線変更を除き、通常どおり運行中

⑤高速・空港連絡バス：一部運休

(2) 市内の経済状況

①商工業への影響

- ・昼夜営業の県新型コロナ対策認証店では、6月下旬までは好調であったが、県知事による飲食店の人数制限発表後は、夜の宴会のキャンセルが急激に増え、用意していた食材を廃棄せざるを得ない状況であったとのことである。その後、島根県の感染者数が1,000人を超えた日以降は、昼の来客も減り、さらに苦しい経営状況になっている。
- ・出雲市駅北の繁華街では、6月下旬以降、お酒がメインのお店だけでなく、寿司屋、居酒屋等の売上が急激に落ち、最悪な状況とのこと。観光客も含め、利用客が見込めないことに加え、従業員がコロナ感染、もしくは濃厚接触者になったことから営業ができず、7月末ごろまで店を閉めるケースがいくつかあるとのことである。
- ・旅館・ホテル・飲食店のほか、学校給食、医療福祉施設に食料品を卸している事業者では、飲食店の売上回復に伴い、好調であったが、6月下旬の飲食店の人数制限の要請が行われて以降は、売上が大幅に落ち、コロナ前の6割程度とのことである。
- ・製造業においては、半導体を中心とした電装部品の国内供給不足による自動車生産工場の生産調整を受け、自動車関連産業の一部で、減産を懸念する声や世界的な需要拡大による鋼材、木材、原油価格の高騰に伴う生産コスト上昇の懸念がある。市内製造業の操業度は全体的には回復傾向にあるが、部材調達面で課題がある企業が多い。
- ・建設業の6月の売上については、前年同月比ではやや悪化しており、前月比と今後3か月予測では同程度と見込んでいる。「鉄、油、生コンなどの価格が特に上昇。人手不足もあり見送る工事がある。」「納期の遅れ、材料の値上げが続いている」といった事業者からの声がある。

②農林水産業への影響

- ・ 外食需要減少等の影響により、令和2年産米の在庫量が増加し、令和3年産米の価格が下落した。
- ・ 冠婚葬祭等の需要が減少して切り花農家を中心に売上額が減少した。
- ・ 魚価は回復傾向

③観光への影響

出雲大社周辺の観光入込客数について

- ・ 令和4年6月～7月 コロナ禍前の令和元年度比同程度回復してきている。

(3) 市内の雇用情勢

- ・ 5月の有効求人倍率は、1.54で前月(1.55)を0.01ポイント下回り、前年同月比では0.33ポイント上回った。
- ・ 5月の人員解雇数は、6事業所7人で前月(14事業所40人)から減少したが、引き続き注視が必要である。
- ・ 島根労働局は、県内の雇用情勢を「新型コロナウイルス感染症等が雇用に与える影響を注視する必要があるが、持ち直している」と判断した。

4. 国及び県の最近の動向

(1) 国の主な対応状況

①感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ・ 内閣官房に感染症危機管理監(仮称)を長とする「内閣感染症危機管理庁(仮称)」を設置する方針を決定(6月17日)
- ・ 感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として、「日本版CDC」を創設する方針を決定(6月17日)
- ・ 都道府県が各医療機関と病床確保の協定を結ぶ仕組みを法制化する方針を決定(6月17日)

②基本的対処方針の変更(7月15日)

(1) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

- ・ 政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。具体的には、社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組む。
- ・ お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認すること、早期にワクチン3回目接種を受けること等を促す。
- ・ 換気については、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行うことを促す。特に高齢者施設、学校、保育所等においては、同提言で示された施設の特性に応じた留意点を踏まえ効果的な換気を実施することを促す。
- ・ 地域の感染状況に応じて、自治体又は大会主催者等若しくは学校等の判断で、部活動の大会前や修学旅行前等において、健康観察表や健康観察アプリ等も活用しながら、日々の健康状態を把握し、何らかの症状がある場合等は検査を行い、陰性を確認した上で参加するよう促す。

- ・高齢者施設では、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、帰省した親族との接触等が想定されるお盆後等の節目での利用者への検査、職員に対する早期の3回目のワクチン接種等を行う。

(2) ワクチン接種

- ・3回目接種については、特に20代、30代の接種を促進するとともに、接種率が低い地域に対して個別に接種促進を図るなど、引き続き、着実な接種を進める。
- ・4回目接種について、高齢者施設等における接種促進を自治体や関係団体に対し依頼することにより着実な接種の実施を目指すなど、対象者にできる限り早く接種いただけるよう接種勧奨する。

(3) 検査

- ・政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促すとともに、有症状者が医療機関の受診前に抗原定性検査キット等を活用し自ら検査する体制の整備を進める。

(4) 医療提供体制の強化

- ・病室単位でのゾーニングによる柔軟で効率的な病床の活用を推進

③濃厚接触者に対する待機期間の変更（7月22日）

濃厚接触者の待機期間を7月22日から、7日間から5日間に見直す。（22日時点で濃厚接触者である方も適用）

- ・最終暴露日（陽性者との接触等）を0日目として5日間（6日目解除）
（同居家族の場合は、陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）又は陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする。）
- ・最終暴露日から2日目と3日目に抗原定性検査キットで陰性確認することで3日目に解除。社会機能維持者であるか否かに関わらない。
- ・解除の判断を保健所に確認する必要なし。

分類	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
検査なし						解除
検査あり		陰性	陰性 解除			

※抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は、鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること。

※7日間が経過するまでは、検温など自身による健康観察を継続し、ハイリスク者（高齢者等）との接触や高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用等の感染対策を徹底すること。

(2) 県の主な対応状況

①感染急拡大時の外来診療の対応及び濃厚接触者に対する検査の実施方針（7月12日）

(1) 感染者数が急増し、医療機関の受診に一定の時間を要し、また、保健所の業務の停滞が発生している保健所管内においては、臨時的な措置として、同居家族等の感染者の濃厚接触者が有症状となった場合において、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする。こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能。

7月25日現在、この方針を全ての保健所管内に適用。

分類	対象者	診察	検査	発生届	診断後の療養等
確定患者	医療機関で検査・診断した患者	あり	医療機関の検査	あり (確定例)	自宅療養（必要に応じて入院）
疑似症患者 (みなし陽性)	同居家族等の感染者の濃厚接触者で、臨床診断された患者	あり（オンライン診療など）	なし	あり (疑似症)	自宅待機（必要に応じて入院）

(2) 感染者数が急増し、濃厚接触者のPCR検査に多くの時間を要し、発症し、医療機関を受診する者が多くなってきていることから、臨時的な措置として、全ての保健所管内において、同居家族等の濃厚接触者については、無症状の場合は検査を実施せず、有症状となった場合に医療機関を受診することとする。

②施設に対する幅広いPCR検査の実施方針（7月12日）

感染者が急増し、業務の停滞が発生している保健所管内においては、保健所が実施する施設に対する幅広いPCR検査を重点化して実施する。

7月12日現在、この方針に該当するのは、全ての保健所管内である。

患者の発生場所	濃厚接触者以外の幅広いPCR検査	
	クラスターが発生している、又は発生のおそれのある場合	左記以外の場合
①ハイリスク施設（医療機関、高齢者施設、障がい者施設等）	実施	実施
②保育所・幼稚園等	実施	実施
③学校等	実施	実施しない (濃厚接触者は実施)
④事業所(①・②・③を除く)	実施 (自ら行うことができる事業所を除く)	実施しない (濃厚接触者は実施)

③新型コロナウイルス感染症患者特別要配慮者受入医療機関への支援

新型コロナウイルス感染症患者のうち入院に当たり特別な配慮を要する患者を受け入れた医療機関へ支援金を支給する。

【特別な配慮を要する患者の範囲】 要介護者、認知症等の感染症患者

【支給先】 特別な配慮を要する患者の入院を受け入れた医療機関

【支給単価】

介護度等	1日あたり単価
要介護（3～5）認知症等	30,000円
要介護（1～2）	15,000円

【事業期間】 令和4年4月1日～9月30日

④県内保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施

積極的疫学調査の一部の業務を県本庁で代行し、保健所が施設の調査や幅広検査の実施に専念できる体制を確保する。

【業務内容】

陽性の告知、行動制限の依頼、基本情報やメディカルスクリーニングに必要な基礎疾患等の情報及び行動の調査等

【出雲保健所支援の実施体制】（7月12日現在）

(1) 健康福祉部の職員による代行（6/30～7/4）

・ 6/30～7/3 健康福祉部の事務職 7名、専門職2名

・ 7/4 健康福祉部の事務職14名、専門職2名

(2) 全庁の職員による代行実施（7/5以降）

・ 7/5～7/7 全庁の事務職50名、健康福祉部の専門職6名程度

・ 7/8～7/10 全庁の事務職85名、健康福祉部の専門職等20名程度

・ 7/11～ 全庁の事務職100名、健康福祉部の専門職等20名程度

【県管轄保健所支援のための今後の実施体制】

今後できるだけ速やかに、全庁の職員による代行実施体制に移行

⑤県民への要請（主な変更内容）※令和4年7月15日から当面の間

【飲食店等の利用】

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を次のとおりとすること。

① 県東部地域及び県西部地域の飲食店等を利用する場合は、4人以下とすること。

② 隠岐地域の飲食店等を利用する場合は、8人以下とすること。

ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制限を適用しない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合を含めて、合計で、「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合は3時間、それ以外の店舗を利用する場合は2時間を限度とすること。

（以下省略）